

憲法・補足資料

このたび、憲法の信教の自由（政教分離原則）に関して、あらたな違憲判決が出ましたので、ここに補足資料として判例の要点を掲載いたします。

那覇市孔子廟敷地無償貸与事件（最大判令3. 2. 24） 重要度 A

◆事案の概要

市長が、市の管理する都市公園内に、儒教関係の一般社団法人を所有者とする孔子廟（儒教の祖である孔子やその4人の門弟である四配等を祀る廟である儒教施設（以下「本件施設」）の設置を許可した上で、公園使用料全額を免除した。この市長の行為は、憲法の定める政教分離原則に違反し、無効ではないかが争われた事件。

◆争点1 政教分離原則の趣旨

⇒判旨

「政教分離原則とは、国家（地方公共団体を含む。以下同じ。）の非宗教性ないし宗教的中立性を意味するものとされている。……しかしながら、国家と宗教との関わり合いには種々の形態があり、およそ国家が宗教との一切の関係を持つことが許されないというものではなく、政教分離規定は、その関わり合いが我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものと認められる場合に、これを許さないとするものであると解される。

そして、国又は地方公共団体が、国公有地上にある施設の敷地の使用料の免除をする場合においては、当該施設の性格や当該免除をすることとした経緯等には様々なものがあり得ることが容易に想定されるところであり、例えば、一般的には宗教的施設としての性格を有する施設であっても、……それらの文化的あるいは社会的な価値や意義に着目して当該免除がされる場合もあり得る。」

◆争点2 政教分離規定違反の審査基準

⇒判旨

「……当該免除が、……信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えて、政教分離規定に違反するか否かを判断するに当たっては、**当該施設の性格、当該免除をすることとした経緯、当該免除に伴う当該国公有地の無償提供の態様、これらに対する一般人の評価等、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すべきものと解するのが相当である。**」

◆争点2 本件施設の宗教的性質

⇒判旨

「本件施設は、その外観等に照らして、神体又は本尊に対する参拝を受け入れる社寺との類似性がある……。

本件施設で行われる釋奠祭禮（せきてんさいれい）は、……思想家である孔子を歴史上の偉大な人物として顕彰するにとどまらず、その霊の存在を前提として、これを崇め奉るという宗教的意義を有する儀式というほかない。……釋奠祭禮が主に観光振興等の世俗的な目的に基づいて行われているなどの事情もうかがわれない。……本件施設の建物等は、上記のような宗教的意義を有する儀式である釋奠祭禮を実施するという目的に従って配置されたものといえることができる。

また、当初の至聖廟等は、……社寺と同様の取扱いを受けていたほか、旧至聖廟等は、道教の神等を祀る天尊廟及び航海安全の守護神を祀る天妃宮と同じ敷地内にあり、参加人はこれらを一体として維持管理し、多くの参拝者を受け入れていた……。旧至聖廟等は当初の至聖廟等を再建したものと位置付けられ、本件施設はその旧至聖廟等を移転したものと位置付けられていること等に照らせば、本件施設は当初の至聖廟等及び旧至聖廟等の宗教性を引き

継ぐものということができる。

以上によれば、本件施設については、一体としてその宗教性を肯定することができることはもとより、その程度も軽微とはいえない。

◆争点3 使用料免除の性質。

⇒判旨

「……市が、本件施設の観光資源等としての意義に着目し、……歴史的価値が認められるとして、その敷地の使用料（公園使用料）を免除することとした……。

しかしながら、……本件施設は、当初の至聖廟等とは異なる場所に平成25年に新築されたものであって、当初の至聖廟等を復元したものであることはうかがわれず、法令上の文化財としての取扱いを受けているなどの事情もうかがわれない。

そうすると、本件施設の観光資源等としての意義や歴史的価値をもって、直ちに、参加人に対して本件免除により新たに本件施設の敷地として国公有地を無償で提供することの必要性及び合理性を裏付けるものとはいえない。

本件免除に伴う国公有地の無償提供の態様は、……年間で576万7200円……に上るというものであって、本件免除によって……参加人が享受する利益は、相当に大きい……。

そして、参加人は、……宗教性を有する本件施設の公開や宗教的意義を有する釋奠祭禮の挙行を定款上の目的又は事業として掲げており、実際に本件施設において、多くの参拝者を受け入れ、釋奠祭禮を挙行している。このような参加人の本件施設における活動の内容や位置付け等を考慮すると、本件免除は、参加人に上記利益を享受させることにより、参加人が本件施設を利用した宗教的活動を行うことを容易にするものであるということができ、その効果が間接的、付随的なものにとどまるとはいえない。

◆争点4 本件使用料免除の憲法適合性

⇒判旨

「これまで説示したところによれば、本件施設の観光資源等としての意義や歴史的価値を考慮しても、本件免除は、一般人の目から見て、市が参加人の上記活動に係る特定の宗教に対して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されてもやむを得ないものといえる。

以上のような事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すると、本件免除は、市と宗教との関わり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとして、憲法20条3項の禁止する宗教的活動に該当すると解するのが相当である。」

プレミアム本科生 Plus、プレミアム本科生、ベーシック本科生、チャレンジ本科生

⇒ 《基本テキスト憲法 P. 53》砂川政教分離訴訟（最大判平 22. 1. 20）の後に挿入

スーパー答練本科生 Success

⇒ 《合格革命・基本テキスト P. 65》空知太神社訴訟（最大判平 22. 1. 20）の後に挿入

以 上